

契約の方法及び見積の条件

(随意契約・工事・予定価格 250 万円以下のものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約とする。

2 見積の条件等

見積の際呈示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 見積内訳書の提出

見積りに参加する者は、見積書の提出と同時に、見積書に記載した金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。

(2) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の見積をした者を契約相手方とする。

(4) 最低制限価格

本工事では最低制限価格を設定している。

(5) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 228 条に定める契約保証金は請負代金の 10 分の 1 以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 4 条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、落札額が 5 0 0 万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 5 0 0 万円以上となるときは、この限りではない。

(6) 前金払

規則第 112 条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第 1 項に定める前金払

請負代金額の 4. 5 割以内の額（1 万円未満の端数は切捨てる。）

イ 第 2 項に定める中間前金払

請負代金額の 2 割以内の額（1 万円未満の端数は切捨てる。）

(7) 部分払

規則第 238 条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数は切捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金額（平成 25 年度における部分払の請求にあつては、当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）の 10 分の 5（中間前金払の約定をするときは、10 分の 6（前金払の約定をしないときは、10 分の 3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第 239 条第 3 項の定めるところによる。

(8) 工期は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は

契約締結の日から 7 日以内において工事発注者が指定する日とする。

(9) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(10) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(11) 現場代理人届等

請負者（以下「受注者」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。なお、こ

- の工事については、契約相手方の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
- (12) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更（福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定をいう。）
- 約款第 26 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。
- (13) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更
- 約款第 26 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が 2 箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
- また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (14) インフレ条項に基づく請負代金額の変更
- 約款第 26 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
- また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (15) 不可抗力による損害の負担
- 約款第 30 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。
- 第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (16) 下請負に対する場合の遵守事項
- 工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (17) 監理技術者
- 工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を配置すること。
- (18) 有効な経営事項審査の確認
- 建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施行規則第 18 条の 2 の規定により、契約にあたっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、落札後、契約前に経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。ただし契約金額が 500 万円未満（建築工事にあたっては 1,500 万円未満）の工事にあつてはこの限りではない。
- (19) 工事請負契約書
- 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。
- (20) 契約確定の時期
- 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が記名押印したとき確定する。
- (21) 見積りの際提示すべき書類は、次のとおりとする。
- ア 福島県工事請負契約約款
イ 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
ウ 工事請負契約書（案）

[その他]

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積りの前々日の正午までに福島県南会津建設事務所総務部総務課へ提出すること。

契約の方法及び見積の条件

(随意契約・工事・緊急の必要により競争入札に付することができないものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定により随意契約とする。

2 見積の条件等

見積の際呈示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 見積内訳書の提出

見積りに参加する者は、見積書の提出と同時に、見積書に記載した金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。

(2) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の見積をした者を契約相手方とする。

(4) 最低制限価格

本工事では最低制限価格を設定している。

(5) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではない。

(6) 前金払

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払

請負代金額の4.5割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払

請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

(7) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金額（平成25年度における部分払の請求にあつては、当該請負代金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）の10分の5（中間前金払の約定をするときは、10分の6（前金払の約定をしないときは、10分の3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

(8) 工期は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は

契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(9) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(10) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(11) 現場代理人届等

請負者（以下「受注者」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。なお、こ

- の工事については、契約相手方の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
- (12) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更（福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定をいう。）
- 約款第 26 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。
- (13) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更
- 約款第 26 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が 2 箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
- また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (14) インフレ条項に基づく請負代金額の変更
- 約款第 26 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
- また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (15) 不可抗力による損害の負担
- 約款第 30 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。
- 第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (16) 下請負に対する場合の遵守事項
- 工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (17) 監理技術者
- 工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を配置すること。
- (18) 有効な経営事項審査の確認
- 建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施行規則第 18 条の 2 の規定により、契約にあたっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、落札後、契約前に経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。ただし契約金額が 500 万円未満（建築工事にあたっては 1,500 万円未満）の工事にあつてはこの限りではない。
- (19) 工事請負契約書
- 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。
- (20) 契約確定の時期
- 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が記名押印したとき確定する。
- (21) 見積りの際提示すべき書類は、次のとおりとする。
- ア 福島県工事請負契約約款
イ 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
ウ 工事請負契約書（案）

[その他]

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積りの前々日の正午までに福島県南会津建設事務所総務部総務課へ提出すること。